

農耕作業用トレーラが公道走行 (けん引式農作業機) できるようになりました



農耕トラクタにけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬などを行う「農耕作業用トレーラ（けん引式農作業機）」が、道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されたことから、公道走行ができるようになりました。

公道走行する場合には、「農耕作業用トレーラ」は農耕トラクタとは別の車両として扱われ、保安基準や構造条件などの一定の条件を満たす必要があります。詳しくは、国土交通省や農林水産省、(一社)日本農業機械工業会のホームページをご確認ください。

チェックポイント

「農耕作業用トレーラ」が小型特殊自動車に該当する場合（裏面参照）、トラクタやコンバイン、田植え機などの乗用設備のある農耕用作業車と同様に、**公道走行の有無に関わらず、所有していれば軽自動車税（種別割）の課税対象***（地方税法 443 条）となり、**ナンバープレートの交付申請手続きが必要**です。

新しく取得したものやナンバープレートが付いていない車両がありましたら、ひたちなか市役所市民税課または那珂湊支所の窓口で申告し、交付を受けてください。

■ ナンバープレート交付申請に必要なもの（交付手数料はかかりません。）

- (1) 車名（メーカー名）、車台番号、車輪の数、排気量などが確認できるもの（販売証明書など）
- (2) 届出者の印鑑

※「農耕作業用トレーラ」は、令和3年度から課税されます。

■ 農耕作業用トレーラに該当するもの

農耕トラクタのみにけん引されるトレーラタイプの農作業機

- (例) マニユアスプレッタ（堆肥散布機）、スプレーヤ（薬剤散布機）、
ロールベラー（集草機）、トレーラ（運搬車）など

トレーラタイプ農作業機の例



マニユアスプレッタ
(堆肥散布機)

※(株)デリカHPより引用



スプレーヤ
(薬剤散布機)

※(株)やまびこHPより引用

※国土交通省ホームページより

農耕作業用トレーラに関する【よくある質問】

Q. 所有している「農耕作業用トレーラ」は大型 or 小型のどちらに該当？

A. 大型 or 小型のどちらに該当するかは、運行速度の時速 35km が基準となります。「農耕作業用トレーラ」は、被けん引自動車であることから、けん引自動車（農耕トラクタ）の公道走行時におけるけん引時の最高速度で種別が決まります。

けん引車の種別 〈農耕トラクタ〉	公道走行における <u>けん引時の最高速度</u>	被けん引車の種別 〈農耕作業用トレーラ〉
小型特殊自動車	時速 35km 未満	小型特殊自動車
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり※ ¹)		
大型特殊自動車	時速 35km 以上	大型特殊自動車※ ²

※¹ 農耕トラクタが大型特殊自動車であっても、けん引時に必要な条件を満たしていなければ、運行の速度制限（時速 15km 以下）等を遵守する必要があります。

詳細については、下記にお問い合わせください。

◇運行速度・車両の保安基準について：国土交通省自動車局技術政策課 Tel03-5253-8111

◇免許・その他全般的なことについて：農林水産省生産局技術普及課 Tel03-6744-2111

※² 最高速度が時速 35km 以上のものは大型特殊自動車となり、運輸支局への登録の有無にかかわらず、全てが償却資産の申告対象となります。

Q. 「農耕作業用トレーラ」の軽自動車税（種別割）の税額はいくら？

A. 公道走行時の車輪の数※によって、税額が決まります。

※ 農作業時のみに使用する車輪や補助輪の数は含みません。

種別	税額（年税額）
農耕作業用 2 輪	2,400 円
農耕作業用 4 輪及びカタピラを有するもの (排気量 1,000cc 以下)	3,000 円

【お問合せ先】

- 軽自動車税（種別割）について

ひたちなか市役所 市民税課 Tel029-273-0111 内線 3126, 3127

- 固定資産税〔償却資産〕について

ひたちなか市役所 資産税課 償却資産係 Tel029-273-0111 内線 3113